

告示

埼玉県告示第六百十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

平成三十年五月二十九日

埼玉県知事 上田清司

名称	所在地	開設者名	サービスの種類	指定年月日
太田薬局	狭山市 北入曾 四九〇―四	株式会社 アレイ	居宅療養 管理指導 介護予防居宅 療養管理指導	平成三十年 五月一日
愛の家 グループホーム 熊谷石原	熊谷市石原 一六九六― 六	メディカル・ ケア・ サービス 株式会社	認知症対応型 共同生活介護 介護予防 認知症対応型 共同生活介護	平成三十年 一月一日
蓮見歯科医院	蓮田市東 五―九―八 いずみや ビル四階	医療法人社団 泉見会	居宅療養 管理指導 介護予防居宅 療養管理指導	平成二十九年 十一月一日